

厚生労働省を経て、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長から今般7府県に緊急事態宣言が発出されたことにより2点の「周知協力依頼」が届きました。

本日、下記の周知依頼が届きました。詳細は、各文書をご確認くださいようお願い致します。

記

1 [「新型コロナウイルス感染症に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について」](#)(38ページ)

(別紙1)新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更(1ページ)

(別紙2)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(36ページ)

令和2年3月28日(令和3年1月13日変更)

2 [「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」](#)(9ページ)

※2は、以前から継続して発出されていたものが、今回の緊急事態宣言の発出に伴い更新されています。

※文中の[9月11日付け事務連絡](#)を閲覧いただけます。

※文中の[11月12日付け事務連絡](#)を閲覧いただけます。

※文中の[12月23日付け事務連絡](#)を閲覧いただけます。

※文中の[5月25日付け事務連絡](#)を閲覧いただけます。

※文中の[7月8日付け事務連絡](#)を閲覧いただけます。

※文中の[7月17日付け事務連絡](#)を閲覧いただけます。

2021年1月15日